

## 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する。）の独立性判断基準を以下のとおり定めます。社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社グループを主要な取引先(注)1.とする者またはその業務執行者(注)2.
2. 当社グループの主要な取引先(注)3.またはその業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に多額(注)4.の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
4. 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
5. 当社の主要株主(注)5.またはその業務執行者
6. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
7. 当社または連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
8. 過去3年以内において、上記1から7までのいずれかに該当していた者
9. 上記1から7までのいずれかに該当する者が重要な者(注)6.である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
10. その他、一般株主との利益相反が生じる恐れがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

- (注) 1. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
2. 「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社の連結年間売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末において当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
4. 「多額」とは、年間10,000千円以上をいう。
5. 「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上保有する株主をいう。
6. 「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。

以上